

社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会 報酬及び費用弁償に関する規程

平成31年4月1日公布規程第5号

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会（以下、「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員、評議員、檜葉町心配ごと相談所相談員（以下、「相談員」という。）、苦情解決第三者委員（以下、「第三者委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 相談員とは、檜葉町心配ごと相談所運営要綱（昭和54年1月22日公布要綱第9号）第4条第1項及び第2項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 第三者委員とは、檜葉町社会福祉協議会における苦情解決に関する規程（平成31年4月1日公布規程第6号）第4条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費、手数料等の実費の経費とし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員、評議員及び第三者委員については、報酬を支給しない。

- 2 相談員が檜葉町心配ごと相談所の相談員として業務に従事した場合には、別表1に掲げる報酬を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員が理事会、監事会及び評議員会に出席した場合、及び第三者委員が苦情解決業務に従事した場合には、別表2に掲げる費用弁償を支給する。

- 2 役員、評議員、相談員及び第三者委員が法人業務のため出張する場合は、檜葉町職員の旅費基準に準じて費用弁償を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 相談員の報酬の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 役員、評議員、第三者委員の費用弁償の支給については、支給要件の発生の都度、通貨を

もって本人へ直接支給、又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から適用し、平成3年3月2日公布規程第1号の社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会報酬等に関する規程は廃止する。

報酬（別表1）

名 称	源 泉 所 得 税 額 を 控 除 し た 報 酬 額
相 談 員 報 酬	4,000円

費用弁償（別表2）

名 称	費 用 弁 償 額
理 事 会 出 席	4,000円
監 事 会 出 席	4,000円
評 議 員 会 出 席	4,000円
第 三 者 委 員 業 務	4,000円